（別記様式第1号別紙）

１　地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項

|  |
| --- |
| １　「やまぐち地方就職学生支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び美祢市から求められた場合には、それに応じます。２　以下の場合には、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」実施要領に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。(1) 虚偽の申請等をしたとき。：全額(2) 在学中に交通費を申請する場合で、申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかったとき、又は申請から1年以内に美祢市に転入しなかったとき（ただし、申請時に既に美祢市に住民票がある場合を除く）。：全額(3) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞したとき（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）。：全額(4) 美祢市への申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満で美祢市から転出したとき。：全額(5) 美祢市への申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に美祢市から転出したとき。：半額 |

２　やまぐち地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

|  |
| --- |
| 山口県及び美祢市は、「やまぐち地方就職学生支援事業」の実施に際して得た個人情報について、山口県及び美祢市が定める個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。また、山口県及び美祢市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。 |